○国土交通省告示第千五十一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年十月七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の名称

株式会社グッド・アイズ建築検査機構

二　住所

東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号

三　代表者氏名

代表取締役　藤田　孝行

四　登録年月日

平成二十一年九月十一日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

株式会社グッド・アイズ建築検査機構　東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号

○国土交通省告示第千五十二号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月七日

国土交通大臣　前原　誠司

本則の表利率の欄中「一・六パーセント」を「一・四パーセント」に改める。

附則第三項の表中「一・八パーセント」を「一・七パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十一年九月九日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千五十三号

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項の規定に基づき、保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を平成二十一年九月二十四日付けで次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月七日

国土交通大臣　前原　誠司

1．踏切遮断機を設置すべき踏切道

事業者名	線名	踏切道名称
富山地方鉄道株式会社	上滝線	雄山神社
東日本旅客鉄道株式会社	中央線	東町
〃	常磐貨物線	日暮里八丁目二号
〃	八高線	第二岩崎
西日本旅客鉄道株式会社	氷見線	第2雨晴
〃	城端線	福野
〃	小浜線	岩神
〃	呉線	賀茂
〃	〃	宇和島
〃	〃	塩浜
〃	芸備線	胡子第1
〃	〃	旭
〃	〃	岡谷第5
〃	〃	寺下第1
〃	〃	小野
〃	〃	三の浜
〃	〃	座布
関東鉄道株式会社	上信電鉄株式会社	南中島2号
上信電鉄株式会社	上信線	パキューム前
富士急行株式会社	大月線	山梨
四国旅客鉄道株式会社	予讃線	宮川
島原鉄道株式会社	島原鉄道線	第11号
〃	〃	第80号

2．踏切支障報知装置を設置すべき踏切道

事業者名	線名	踏切道名称
広島電鉄株式会社	宮島線	地御前

○関東地方整備局告示第三百七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年十月七日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　登録建築物調査機関の名称

株式会社神奈川建築確認検査機関

二　住所

神奈川県相模原市相模大野七丁目八番十号

三　代表者氏名

代表取締役　古田土　勉

四　登録年月日

平成二十一年十月一日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

株式会社神奈川建築確認検査機関　神奈川県相模原市相模大野七丁目八番十号

○中部地方整備局告示第百二十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年十月七日

中部地方整備局長　富田　英治

一　登録建築物調査機関の名称

特定非営利活動法人静岡県建築物安全確保支援協会

二　住所

静岡県静岡市駿河区南町十四番一号

三　代表者氏名

会長　村松　由雄

四　登録年月日

平成二十一年九月十七日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

特定非営利活動法人静岡県建築物安全確保支援協会　静岡県静岡市駿河区南町十四番一号